

# (案)

バス停上屋、掲示板及び掲示板上に掲示する広告物の維持管理等に関する覚書

国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、甲が整備したバス停上屋（以下「上屋」という。）、上屋下の掲示板（以下「掲示板」という。）の維持管理等について、次のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第1条 本覚書は、甲が甲の管理する道路上に整備した上屋、掲示板及び掲示板上に掲示する広告物の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。乙は甲の整備した掲示板上に広告物を掲示することによって得られる収益（以下「広告料」という。）をもって、上屋、掲示板の維持管理等に要する費用を捻出することとし、甲乙双方の協力のもとにその適切な利用を図り、もってバス利用者の利便並びに安全を図ることを目的とする。

## （覚書の対象施設）

第2条 本覚書の対象施設は国道202号の山本バス停(下り)における上屋及び掲示板（別紙1）とする。

## （財産の区分）

第3条 甲が整備した上屋及び掲示板については甲の財産とし、乙はこれを日常的に管理するものとする。（以下、日常管理業務という。）

## （掲示板上の占有主体）

第4条 掲示板上については、掲示する広告物を用いて広告事業を行おうとする乙が、新規の占有許可申請を行う。

## （広告料の充当対象）

第5条 広告料の充当対象は、バス利用者たる市民の日常生活における利便性の向上、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の観点から、甲が整備し乙が日常的に行う上屋及び掲示板上の維持管理とする。

## （掲示板上に掲示する広告物の内容）

第6条 掲示板上に掲示される広告物の内容は、乙により決定できるものとする。ただし、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがあり、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速

度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれがある場合は、甲の指示に従い、乙は広告物の内容等の変更に対応するものとする。

(日常管理業務の内容)

第7条 乙が甲に代わって行う上屋、掲示板の日常管理業務は別紙2のとおりとする。ただし、上屋、掲示板の移設、老朽化及び破損等に伴う更新については甲が行う。

2 乙は、実施した日常管理業務の内容について、毎年4月、甲に対して報告するものとする。

3 乙が日常管理業務を実施した際に、上屋、掲示板の移設、老朽化及び破損等に伴う更新の必要性があると思われる場合、乙は速やかに甲に報告するものとし、保全措置（撤去を除く）については、甲の指示に従い、乙は対応するものとする。

(緊急時の措置)

第8条 上屋が、交通事故や風災害等により緊急的に対応する必要があると乙が判断した場合は、乙は速やかに保全措置（撤去を除く）をとるとともに甲に通報するものとし、保全措置状況が不十分であると認められる時は、甲の指示に従い、乙は対応するものとする。

(費用負担)

第9条 甲は、第6条第1項に規定する上屋及び掲示板の移設、老朽化及び破損等に伴う更新及び第7条に規定する緊急時の措置における撤去にかかる費用（保全措置にかかる費用を除く）について負担するものとする。

2 乙は、掲示板内の広告物設置にかかる費用については乙が負担するものとする。

3 乙は別紙3に定める日常管理業務の費用について負担するものとする。

(第三者との紛争等)

第10条 乙は第三者から上屋及び掲示板及び維持管理に関する苦情等を受けた場合、甲へ速やかに報告し、乙の責務によるもの以外は、甲が処理するものとする。

2 上屋及び掲示板の維持管理において、第三者に損害を与えた場合、乙の責務によるもの以外は、甲が処理するものとする。

3 甲及び乙は、前2項の処理について、双方協力して行うものとする。

(掲示板の移設等)

第11条 甲が掲示板に掲示する広告物の占用主体である乙に対し、監督処分等により広告物の撤去等を命ずる場合には、乙はこれに応じること。

また掲示板が撤去される時は、当該掲示板に掲載されている広告物の占用を廃止する。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲及び乙は、自らまたはその構成員、その下請事業者並びにその代表者、責任者、実質的に経営権を有するものが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という。)のいずれでもないことを確約し、保証する。

2 甲及び乙は、その関係者が反社会的勢力に属すると判明した場合、相手方に対し、是正のために必要な措置を講ずることを請求できる。

(有効期間)

第13条 本覚書の有効期間は本覚書締結の日から令和〇年〇月〇〇日までとする。但し、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかからも別段の申し出がない場合は、本覚書は1年間更新され以後も同様とする。

(覚書の変更)

第14条 本覚書の内容を変更する必要がある場合は、甲及び乙において別途協議のうえ、これを変更するものとする。

(信義則)

第15条 本覚書の履行に当たっては、甲及び乙は信義に従い誠実にこれを行うものとし、本覚書に疑義又は定めのない事項が発生した場合は、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

以上の覚書成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 〇年 〇月 〇日

甲 佐賀市新中町5-10

国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 小串 俊幸 印

乙 ○○○○○○○○

○○○○株式会社 ○○○○ ○○ ○○ 印